

平成 29 年度「東温市移住就業体験プログラム実施支援事業補助金」募集要領

東温市では、移住検討者等が一定期間の滞在を通じて地域環境や暮らし方を体験するプログラム（移住就業体験プログラム）を実施する団体等に対する補助制度を設けています。

市民自らが地域情報を発信し、新たな人を呼び込む魅力的な企画をお待ちしています。

1 . 補助対象事業・補助対象経費・補助率・限度額

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
<p>移住検討者等が一定期間の滞在を通じて地域の自然、歴史、文化、居住環境、経済活動等を体験するプログラム（移住就業体験プログラム）を企画、広報、募集及び実施する事業</p> <p>平成 29 年度内に完了する事業に限る</p>	<p>(1) 報償費 事業実施に必要なアルバイト謝金等 (例) 体験プログラムのお手伝いをいただいた方への謝礼</p> <p>(2) 需用費 消耗品費、燃料費、印刷製本費等 (例) 耐用年数が短く比較的安価（おおむね 1 万円未満）な物品</p> <p>(3) 役務費 通信運搬費、広告料、手数料、保険料等 (例) 郵送料・イベント保険やボランティア保険の加入料</p> <p>(4) 使用料及び賃借料 機械、備品、車両の借上料等 (例) 椅子やテントのレンタル料</p> <p>(5) 委託料 企画、実施に係る委託料 (例) パンフレットやチラシのデザイン・印刷</p> <p>(6) 原材料費 イベント・行事等に必要な原材料費 (例) 石材・木材など、物品を生産するための原料費又は材料費</p> <p>(7) 備品購入費 補助事業に継続して使用するものに係る備品購入費 (例) 机・椅子・機械器具類</p>	<p>10 分の 10 以内</p>	<p>1 区域 当たり 1 年度 100 万円</p>

2 . 補助対象事業者

平成 29 年 4 月 1 日時点で区域内高齢化率（区域内の総人口に占める 65 歳以上の人口の割合）が 40%を超える自治区 の区域又はこれに類する区域（以下「補助対象区域」）において補助対象事業を実施する東温市民 5 人以上の団体

山之内、播磨台団地、田窪団地、河之内、井内、滑川、土谷、奥松瀬川

3 . 募集期間

平成 29 年 6 月 16 日（金）～8 月 31 日（木）

4 . 申込み方法

申請書に記入し、必要な書類を添えて、東温市役所企画財政課へ持参してください。
申請書は東温市のホームページからダウンロードできます。

5 . 補助金の申請、交付等の流れ・スケジュール

申請書類は、申請者が自ら責任を持って作成してください。地域おこし協力隊が配属されている地域については、申請書類の作成業務を地域おこし協力隊員に依頼することが可能ですので、事務的支援としてぜひご活用ください。申請から事業完了までの流れは以下のとおりです。

交付申請	事業計画書、見積書類その他必要書類を添付して補助金交付申請書（様式第 1 号）を提出してください。 <u>8 月 31 日（木）まで</u>
交付決定	審査を行い、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を送付します。
概算払い	概算払いが必要な場合は、補助金概算払請求書（様式第 8 号）を提出してください。 請求後、約 2 週間で指定口座に概算払額が振り込まれます。 以後、適切な公金管理が必要となります。
事業実施	計画に従い、期限までに事業を実施します。 <u>2 月末まで</u>

実績報告

事業が完了次第、実績報告書（様式第5号）に領収書類その他必要書類を添付して提出してください。

確定通知

実績について審査し、適当と認めるときは、補助金額確定通知書（様式第6号）をお送りします。

補助金精算

補助金額が確定したら、補助金精算払請求書（様式第7号）を提出してください。精算払額（確定金額 - 概算払済額）を指定口座に振込みます。確定金額より概算払済額の方が多い場合には、その金額を還付していただきます。

6. その他留意事項

補助金は、採択された事業に直接かかわるものにはしか充てることができません。事業に直接かかわるものとそれ以外のものを注意して区別し、会計管理してください。帳簿やその書類はいつでも見られるように整理しておいてください。

補助金の額の変更（交付決定額の20%を超える変更）その他重要な変更をしようとするときは、補助事業変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて提出してください。

補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けてください。

帳簿や証拠書類は、補助金を受けた会計年度の翌年度から起算して、5年間保管しておいてください。

事業完了後、事業者の名称、代表者の氏名、事業の内容及び実績等について、市の広報、ホームページなどに公表するものとします。

【問い合わせ先】

東温市 企画財政課 地域振興係
（移住就業体験プログラム実施支援事業補助金担当）
東温市見奈良 530 番地 1
電話：089-964-4401 FAX：089-964-1609
E-mail：kikakuzaisei@city.toon.ehime.jp